



子ども医療費助成制度

# 対象年齢を拡大

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費助成の対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大します！

## 助成拡大内容

これまで、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが助成対象でしたが、令和5年4月診療分からは18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大します。

## 助成方法

- 1) 医療機関などの窓口で、保険証と受給資格証を提示し、料金を支払います。
- 2) 後日（約3ヶ月後）、一部負担金を差し引いた助成金額を指定口座へ振り込みます。  
※県外受診や受給資格証の提示ができなかった場合は、6ヶ月以内に役場へ助成申請が必要です。

### 【一部負担金】

通院：1医療機関につき500円

入院：1ヶ月1,000円（13日以内であれば500円）

調剤：一部負担金なし



## 助成対象者

対象の方には、申請書を発送しますので、必ず期日までに返送してください。

（注）ひとり親家庭医療費助成など他の医療費助成を受給されている方は対象外です。

（問合せ先）

明日香村役場 住民課 福祉医療担当 ☎0744-54-2282